

ID: 5

担当部署: 財政課

処分の概要	物品の販売等の許可		
例規名 根拠条項	柴田町役場庁舎管理規則 第6条		
例規番号	昭和48年規則第16号		
【基準】 第6条の規定による。 (物品の販売等) 第6条 庁舎において物品の販売、宣伝、勧誘その他これに類する行為をしようとする者は、物品販売等許可申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日